

フリーターや内定取り消しされた学生の正規雇用を支援します！

事業主の
皆様へ

若年者等正規雇用化特別奨励金の 「トライアル雇用活用型」の対象者を拡充しました!

若年者等正規雇用化特別奨励金とは

内定取消しを受けた新規学卒者や、年長フリーターなどを正規雇用※で雇い入れ、一定期間継続して雇用している事業主に奨励金を助成する制度です。

※「正規雇用」とは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者として雇用する場合をいいます。

対象者
1人につき **中小企業は100万円、大企業は50万円支給されます**

若年者等正規雇用化特別奨励金は次の4つの種類があります。

① トライアル雇用 活用型

ハローワークにトライアル求人を提出し、ハローワークの紹介によりトライアル雇用として雇い入れ、トライアル雇用終了後、引き続き同一事業所で正規雇用する場合

【対象者】・トライアル雇用開始日前**1年間**に雇用保険の一般被保険者でなかった者
・トライアル雇用開始日の満年齢が**40歳未満**の者

拡充 これまでは「25歳以上40歳未満」でしたが、**年齢の下限がなくなりました!**
※平成22年12月1日以降にトライアル雇用を開始した人から適用されます。

*新規学校卒業者及び学校卒業後1年以内の者は「トライアル雇用活用型」の対象になりません。

② 直接雇用型

ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により正規雇用する場合（求人票に当該対象者を募集する旨の記載が必要です。）

【対象者】・雇入れ日前**1年間**に雇用保険の一般被保険者でなかった者、その他、職業経験、技能、知識等の状況から、奨励金の活用が適当であると安定所長が認める者
・雇入れ日現在の満年齢が**25歳以上40歳未満**の者

③ 有期実習型訓練 修了者雇用型

有期実習型訓練修了者〈注1〉を正規雇用する場合
（ただし、既に雇用している対象短時間等労働者〈注2〉に対して実施した有期実習型訓練の場合、実施事業所において正規雇用へ転換された者は奨励金の対象となりません。） ※〈注1・2〉は裏面参照

【対象者】・有期実習型訓練修了後の雇入れ日（有期実習型訓練を実施した事業主が、その訓練生を正規雇用した場合は訓練開始日）現在の満年齢が**25歳以上40歳未満**の者

④ 内定取消し雇用型

ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、採用内定を取り消されて就職先が未定の新規学校卒業者をハローワークの紹介により正規雇用する場合（求人票に当該対象者を募集する旨の記載が必要です。）

【対象者】・学校在学中に内定取消しを受け、就職先が未決定の者
・雇入れ日現在の満年齢が**40歳未満**の者



奨励金の支給額

奨励金は、3回に分けて以下の時期に支給されます。

- 第1期 250,000円（中小企業事業主は 500,000円）
正規雇用開始日から **6カ月経過後**、1カ月以内に申請
- 第2期 125,000円（中小企業事業主は 250,000円）
正規雇用開始日から **1年6カ月経過後**、1カ月以内に申請
- 第3期 125,000円（中小企業事業主は 250,000円）
正規雇用開始日から **2年6カ月経過後**、1カ月以内に申請

中小企業事業主とは

中小企業事業主とは、以下の事業主です。

小売業（飲食店を含む）	「常時雇用する従業員数 50人以下」または「資本または出資の額が5千万円以下」
サービス業	「常時雇用する従業員数 100人以下」または「資本または出資の額が5千万円以下」
卸売業	「常時雇用する従業員数 100人以下」または「資本または出資の額が1億円以下」
その他の業種	「常時雇用する従業員数 300人以下」または「資本または出資の額が3億円以下」

有期実習型訓練修了者雇用型の〈注〉について

<注1>

「有期実習型訓練修了者」とは、ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の全課程を修了した者をいいます。

<注2>

「対象短時間等労働者」とは、次のイまたはロのいずれかに該当する者をいいます。

- イ：期間の定めのない労働契約を締結していて、1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用されている通常の労働者に比べて短く、かつ、30時間未満の者
- ロ：期間の定めのある労働契約を締結している者

奨励金の支給要件

- ①雇用保険の適用事業主であること
- ②雇入れ対象者を6カ月以上継続的に正規雇用する事業主であること
- ③雇入れ日の前日から起算して6カ月前の日から労働局長に対する支給申請日までの間に、事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主の都合により離職させていないこと
- ④雇入れ日の前日から起算して6カ月前の日から労働局長に対する支給申請日までの間に、特定受給資格者となる離職理由で離職した者が3人を超えず、かつ、雇入れ日における被保険者数の6%に相当する数を超えていないこと
- ⑤ハローワークから対象者の紹介を受ける前に、その対象者を面接・採用内定していないこと など

奨励金の支給には、この他にも一定の要件があります。

詳しくは、愛知労働局あいち雇用助成室(電話052-219-5519)または管轄のハローワークへお問い合わせください。